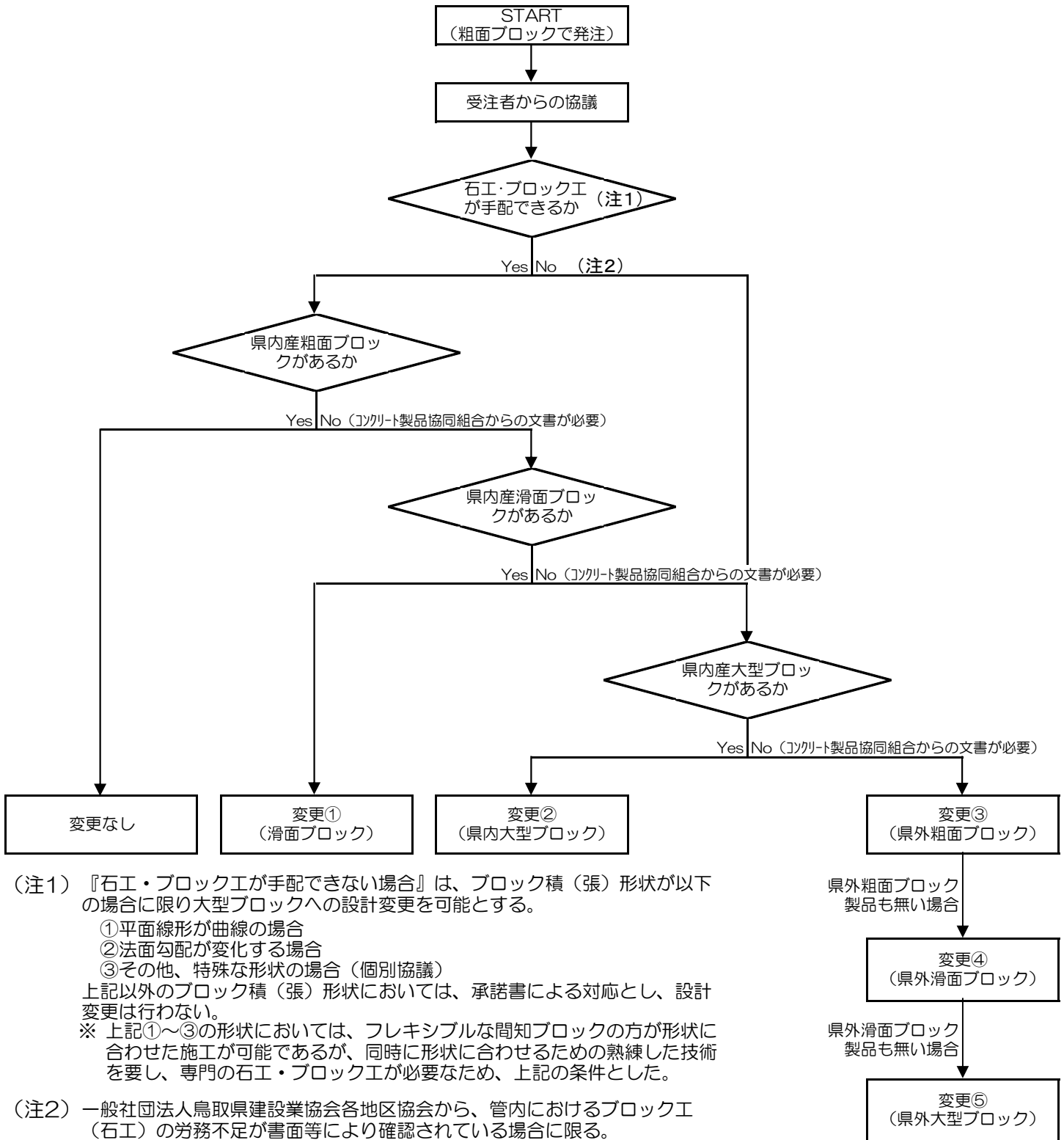


災害復旧工事等の緊急を要する工事におけるブロック積(張)工 変更フロー



(注1) 『石工・ブロック工が手配できない場合』は、ブロック積(張)形状が以下の場合に限り大型ブロックへの設計変更を可能とする。

- ①平面線形が曲線の場合
- ②法面勾配が変化する場合
- ③その他、特殊な形状の場合(個別協議)

上記以外のブロック積(張)形状においては、承諾書による対応とし、設計変更は行わない。

※ 上記①～③の形状においては、フレキシブルな間知ブロックの方が形状に合わせた施工が可能であるが、同時に形状に合わせるための熟練した技術を要し、専門の石工・ブロック工が必要なため、上記の条件とした。

(注2) 一般社団法人鳥取県建設業協会各地区協会から、管内におけるブロック工(石工)の労務不足が書面等により確認されている場合に限る。労務不足は事務所(局)で把握しているため、協議書に証明書類の添付は不要。

(注3) 滑面ブロックで発注した場合はフロー図の「粗面ブロック」を「滑面ブロック」に、「滑面ブロック」を「粗面ブロック」に読み替える。

(注4) 災害復旧工事において運搬費を新たに別途計上することは重変となるため、注意すること。